

令和5年度青梅市予算執行方針

令和5年度予算については、既存全事業において事中評価を行い、目標達成に向けた検証を行うだけでなく、「最少の経費で最大の効果」となる予算であるかを厳しく検証するとともに、「経験と行動力を活かし、愛する郷土・青梅を守り、育て、さらに飛躍させていく」予算とし、「1. 総合長期計画等の推進」、「2. 重点事業への取組」、「3. 持続可能な財政運営の確立」の3つの基本方針のもとに編成を行った。

本市を取り巻く財政環境は、コロナ禍から社会経済活動の正常化が進みつつある中、市税収入予算が4年ぶりに200億円台へ回復するなど持ち直しを見せているものの、ウクライナ情勢などに伴う原油価格・物価高騰の影響を受けており、景気の下振れリスクがあることから今後の財政に与える影響について、十分留意する必要がある。

この状況を踏まえつつも、令和5年度当初予算は、無駄な経費を徹底的に削減し、DXの推進による市民サービスの拡充や環境負荷の軽減を図るための予算を創出するなど、市の重要な課題に対し、重点的に予算配分をしたところである。

令和5年度予算の執行に当たっては、職員一人ひとりが今まで以上にコスト削減など費用対効果の向上に取り組むことはもとより、各事業の進め方や達成状況を徹底的に検証と評価の取組みを進め、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）を徹底すること。また、創意工夫のもと幅広い視点を持ち、特定財源等歳入の確保にも全力を挙げ、将来に向けた持続可能な行財政運営の確立を図ること。

令和5年度は、第7次総合長期計画の初年度として、10年後の青梅市を見据えた意義のある1年目とすることとし、詳細については、下記のとおりとする。

記

1 一般事項

- (1) 「青梅市予算事務規則」、「青梅市会計事務規則」、「青梅市契約事務規則」等関係規程を遵守し、適正な予算執行に努めること。
- (2) マイナンバーカードの交付を促進するとともに、マイナンバーカードの利活用やオンライン申請を推進するなど、各分野で行政のDX化

を推し進め、市民の利便性向上、負担軽減を図るなど、さらなる市民サービスの向上に努めること。また、BPRの取組みを通して、業務プロセスの見直し、最適化を進め、AI、RPA等デジタル技術を活用するなど徹底した事務の効率化に積極的に取り組むこと。

(3) 「青梅市ゼロカーボンシティ宣言」を念頭に置き、市が率先して環境負荷の少ない取組みを行うこと。

(4) 投資的事業については、起工段階において、コストの更なる縮減を図ること。また、4月3日付け企画部長事務連絡「投資的事業進行管理要領について」にもとづき、景気対策、地域経済活性化の観点からも、起工および発注については、できる限り早期に行うこと。

なお、事故繰越しは、避けがたい事故（災害）のため年度内に支出が終わらなかつたもののみが対象であることを十分留意すること。

(5) 令和4年度から令和5年度への繰越明許については、的確な執行および早期完了に努めること。

(6) 予算決算委員会や、監査委員による指摘事項（決算審査、定期監査および財政援助団体等監査）などの趣旨を踏まえ、市民に対する説明責任を果たせるよう、適正な執行に努めること。

(7) 予算執行時において、事業内容の変更や新たな予算措置が必要となった場合、また、工事の遅れなどで事業の年度内完了が見込めない事態が発生した時は、必ず事前に財政課長と協議すること。

(8) 移住・定住につながるシティプロモーションを念頭に置きながら業務に取り組むとともに、セクションを超え連携・協力し、効果的な情報や魅力の発信に努めること。

(9) 働きやすい職場環境となるよう心掛けるとともに、国が推進する「働き方改革」の趣旨を鑑み、業務内容の見直しや職員間の業務量の平準化に取り組む、時間外勤務の抑制に努めること。

(10) 市民生活や地域経済の状況把握に努め、国や都の政策動向も注視しながら、時機を逸することなく適時適切な対策を講じること。

2 歳入に関する事項

(1) 市税については、課税客体の的確な把握に努め、異動処理等における調定の早期化を図ること。

(2) 市税および国民健康保険税等の徴収については、現年課税分の納期

内納入とともに、収納率の向上に努めること。また、滞納整理による執行停止および不納欠損等については、納期限の通知、督促状の発行等の事務処理についても関係法令を遵守し適正に行うこと。

- (3) 各種負担金・使用料等については、納期内納入に努め、未収金が発生しているものについては、早期の回収に努めること。
- (4) 従来から一般財源で実施している事業については、他団体における財源確保の取り組み状況など情報を積極的に収集し、当初予算の歳入に未計上であっても、可能な限り財源の確保に努めること。
- (5) 補助金等の交付申請において、会計年度任用職員報酬等が対象経費に含まれる場合には、対象の会計年度任用職員にかかる「期末手当」、「社会保険料」および「健康診断委託料」を職員課等に確認の上、遺漏なく計上すること。

3 歳出に関する事項

- (1) 国や都の施策見直し等により、補助金などの特定財源が当初見込みよりも減額される見通しとなった場合には、原則として当該事業は、縮減あるいは執行停止とする。
- (2) 補助金等の交付に当たっては、「補助金交付規則」などにより、補助の目的、内容を明確にし、透明性の確保を図り適正に執行すること。
交付申請書、実績報告書については、遅滞なく提出されるよう指導を徹底すること。また、報告にかかる会計経理、使途、効果等について、必要となる書類の提出を求め、ヒアリング、現地調査など、適正な審査を実施し、検証すること。特に運営費等への補助で繰越金があるものについては、補助の必要性等を確認すること。
- (3) 事務の効率化や見直しなどに留意し、創意工夫により経費の削減等が見込めるものについては、年度途中であっても積極的に取り組むこと。
- (4) 予算の執行残額は、原則として減額補正を行うこととする。入札により生じた契約差金については、原則として他の使途への流用は認めない。
- (5) 支出負担行為、支払い事務の処理等の手続は、別添「予算執行における手続等」を遵守し、適正な伝票処理に努めること。

以上